Q 会社のパソコンで不審なメールの添付ファイルやURLを誤ってクリックしてしまった場合、どのように対応すれば良いですか。

A 不審なメールに添付されているファイルや本文に記載されたURLをクリックすると、「マルウェア」と呼ばれる悪意のあるソフトウェアが含まれていることがあり、この「マルウェア」がパソコン内に侵入すると、「データの破壊」や「個人情報の漏洩」などの被害に遭う可能性があります。このような被害を広げないために、以下の対応を行ってください。

パソコンで不審なメールの添付ファイルやURLをクリックした場合の対応

【1】インターネット接続の遮断
有線LAN接続の場合はLANケーブルを抜き、無線LAN接続の場合は機内モードを有効にします。
これにより情報漏洩やマルウェアの動作を防ぎます。

【2】情報セキュリティ担当者へ報告
すぐに情報セキュリティ担当者へ報告し、社内のインシデント対応のフローに従います。

TVSサイト「よくあるお問い合わせ」に移行します。閲覧にはTVSサイトのログインIDパスワードを使用しログインしていただく必要があります。

【3】アンチウイルスソフトによるフルスキャンの実施
メールの添付ファイルを開く、または添付ファイルを実行した場合はマルウェア感染の可能性があるため、
アンチウイルスソフトでフルシステムスキャンを実施します。
※フルシステムスキャンの方法はアンチウイルスソフトにより異なりますので、ご不明な場合には各ソフトのマニュアルをご参照ください。
※感染が確認された場合は、相談窓口へ連絡し、必要に応じてOSの再インストールを検討します。

【4】ログイン情報を入力してしまった場合
該当サービスのパスワードを直ちに変更し、同じパスワードを使用している他のサービスもすべて変更します。
ログイン履歴やアクセスログを確認し、不審なアクセスがないかをチェックします。
金融機関のサービスの場合は、速やかに金融機関のカスタマーサポート窓口に連絡し、口座ロックや取引停止の依頼を検討します。

【5】パソコンの不審な挙動の確認
以下のような症状がないかをチェックします。
・パソコンの動作が極端に遅くなる
・ファイルが「.locked」などに変わり開けない（ランサムウェア）
・カメラランプが勝手につく（遠隔操作の可能性）
・セキュリティソフトが無効化されている
・ポップアップ広告が頻出する
・見覚えのないアプリがインストールされている
・ブラウザーの拡張機能や設定が変わっている
・ブラウザーのスタートページや検索エンジンが変更されている

【6】被害が確認された場合
電源を切らずに専門部門やサポート窓口に相談します。（相談窓口は参考をご覧ください。）証拠となる画面などはスクリーンショットで保存して証拠を残しておくことをお勧めします。
※アクセスしたサイトから電話をかけるよう促された場合でも、絶対に電話をかけないようご注意ください。

【参考】

被害内容	主な相談内容	主な相談先
銀行口座やクレジットカードが不正利用された	利用停止、被害調査、補償手続き（カード再発行など）	銀行／クレジットカード会社
アカウントが乗っ取られた	パスワードリセット、アカウント回復、2段階認証の設定	サービス提供元（例：SNS、通販）のカスタマーサポート
商品購入や送金でだまされた	返金交渉の助言、被害回復に向けた対応、事業者への連絡支援	国民生活センター※1
犯罪被害として届け出たい	被害届の提出、証拠の提出、捜査依頼（場合によって刑事事件化）	警察（最寄りの警察署またはサイバー警察局※2）
法的措置を検討したい	法律相談、損害賠償請求、加害者への民事訴訟などの対応支援	弁護士／法テラス
不審なサイトを見つけたので情報提供したい	サイトの調査・閉鎖依頼、情報共有による被害拡大の防止、啓発活動への協力	フィッシング対策協議会※3 インターネット・ホットラインセンター（IHC）※4
マルウェア感染・ウイルス感染の疑いがある	マルウェア感染・ウイルス感染の対処方法（マルウェア感染確認、端末対応の案内、今後の対策方法のアドバイス）	情報処理推進機構（IPA）※5

編集後記

広報委員長
立岡幸江

確定申告が終わり、ようやく一息つける時期となりました。そろそろ、梅や桜の便りが届き始める頃を迎えます。春爛漫の季節を楽しみ、繁忙期の疲れを癒したいものですね。
さて、来年度の全国統一研修会は、愛知県名古屋市での開催を予定しております。歴史と文化、そして活気あふれる名古屋の地で、皆さまとお会いできることを心より楽しみにしております。

機関紙「りんどう」は以下ホームページからもご閲覧いただけます。
https://www.mirokukai.ne.jp/aboutus/area/kanto/

長野ミロク会計人会
No.30
第30号令和8年春

りんどう

発行人
長野ミロク会計人会
会長　牧内 秀幸
編集人
長野ミロク会計人会
広報委員長　立岡 幸江
長野ミロク会計人会事務局

2026年度の税制改正は、企業活動を後押しし、物価高への対応を図るための重要な内容が盛り込まれています。
なかでも、物価連動型の基礎控除の導入や、設備投資促進税制の新設、研究開発税制や賃上げ促進税制の見直しは、顧問先の経営に直接関わるポイントです。
私たち税理士としては、まず改正の内容をしっかり把握し、顧問先に分かりやすく伝えることが大切です。情報を届けるだけでなく、「この改正が御社にどう影響するのか」を一緒に考え、投資や人件費の計画に関する具体的なアドバイスをしていきたいところです。
設備投資や賃上げに伴う税額控除の試算を早めに準備しておくことで、顧問先の意思決定を後押しできますし、年末調整や給与計算の仕組みも、改正に合わせて見直す必要があります。こうした準備を進めることで、顧問先に安心していただける体制を整えられます。
今回の改正は、顧問先にとって新しい選択肢を広げるものです。私たち税理士が先回りして準備し、的確な提案を行うことで、顧問先の経営をより力強くサポートしていきましょう。

中信地域交流会

令和7年9月18日(木)に認定研修会と長野ミロク会計人会中信地域交流会がホテルモンターニュ松本にて開催されました。
はじめに、MJS税経システム研究所客員研究員の武田秀和先生による、認定研修会がおこなわれました。その後、牧内会長よりご挨拶をいただいた後、「TVSサイト活用法」と題した勉強会がおこなわれました。
その後の懇親会には14名が参加され、懇親を深めておられました。
翌日は松本浅間カントリークラブにて懇親ゴルフコンペが11名の参加でおこなわれました。
心地よい天候の中、プレーを楽しみながら参加者同士の交流が深まり、笑顔あふれる充実した一日となりました。

南信地域交流会

令和7年11月13日（木）に認定研修会と長野ミロク会計人会南信地域交流会がホテル弥生別棟2階にて開催されました。
はじめに、ミロク会計人会連合会会長で、MJS税経システム研究所顧問の植田卓先生による、認定研修会がおこなわれました。その後、牧内会長よりご挨拶をいただいた後、「TVSサイト活用法」と題した勉強会がおこなわれました。
その後の懇親会には21名が参加され、懇親を深めておられました。
翌日は高森カントリークラブにて懇親ゴルフコンペが12名の参加でおこなわれました。
ご参加いただいた皆さまのおかげで、和やかで充実したコンペとなりました。

第21期 第3回理事会開催

令和8年1月23日(金)に長野ミロク会計人会第21期第3回理事会が、長野OSビル会議室にておこなわれました。
武井総務委員長の司会により開会し、各委員会から第21期の活動状況についての報告がおこなわれました。続いて、次回の委員会・理事会及び定期総会等の開催、第22期地域交流会の開催、第22期の所長職員研修開催について審議され、理事は閉会となりました。

第49回全国統一研修会 せとうち広島大会開催

令和7年10月9日（木）広島市の「グランドプリンスホテル広島」にて、ミロク会計人会連合会主催の「第49回全国統一研修会 せとうち広島大会」が「M11(エムイレブン)サミット 明日へのたすき」をテーマに、872名の参加を得て盛大に開催されました。長野ミロク会計人会からは19事務所33名の皆さまにご参加いただきました。多くのご参加をいただきありがとうございました。

式典は清水俊介中国ミロク会計人会会長のご挨拶により開幕し、植田卓ミロク会計人会連合会会長によるご挨拶の後、加藤勝信財務大臣（当時）からのご祝辞が植田順連合会副会長から代読披露されました。続いて、来賓の坂本里和中小企業庁事業環境部長からご祝辞をいただき、岸田文雄元内閣総理大臣によるビデオメッセージも披露されました。

単位会表彰では、昨年の「第48回全国統一研修会 東京大会」を担当された東京ミロク会計人会を代表し、小山内光雄東京ミロク会計人会会長が表彰を授与されました。

その後、協賛会社である株式会社ミロク情報サービスの是枝周樹代表取締役社長より挨拶がありました。最後に大本浩二大会実行副委員長から閉会の挨拶があり、式典は終了となりました。

基調講演は、国際ジャーナリスト・コメンテーターのモーリー・ロバートソン氏に「今をよりよく生きるためにー広島から新しい未来へー」と題して講演いただきました。

続いて分科会が開催され、第1分科会では、情報ネットワーク委員会の企画運営による講演「事務所にAIはあるんかぁ？～生成AIとの付き合い方を考える90分～」がおこなわれ、日本マイクロソフト株式会社の佐々木真矢氏を迎え、ファシリテーターの岡崎克郎委員、パネリストの植田良実委員、縄田浩昭委員、松本透委員が登壇し、税理士業務における生成AIの活用の可能性について活発な議論が交わされました。

第2分科会では、オタフクホールディングス株式会社会長の佐々木茂喜氏に「『日本的経営2.0を目指して』コーポレートガバナンス&ファミリーガバナンス」と題して講演いただきました。

第3分科会では、万九千神社宮司の錦田剛志氏に「伊勢神宮と出雲大社～日本古来の二つの神都をめぐって～」と題して講演いただきました。

同日、特別企画として「シースピカで巡る瀬戸内海の魅力を存分に堪能する船上周遊プラン」がオリジナル運航されました。

その後おこなわれた懇親パーティーは、山陽高校和太鼓部“弾”のパフォーマンスにより開宴し、中畝將博大会実行委員長よりご挨拶をいただきました。続いて、来賓を代表して中国税理士会の小林重道専務理事より田中一宏会長のご祝辞を披露いただき、中国税理士政治連盟の井上博夫会長より乾杯のご発声をいただきました。その後、オタフクソース株式会社様より、G7広島サミットでも提供された広島のソウルフード「お好み焼」のご紹介があり、会場内の屋台で焼かれた熱々のお好み焼が振る舞われました。しばしの懇親と食事の時間をお楽しみいただいた後、「安来節保存会」の皆さまによるどじょうすくい男踊りが披露されました。

その後、株式会社ミロク情報サービスの是枝伸彦会長より挨拶がありました。次期大会へのお誘いでは、中部ミロク会計人会の山内今朝男会長と大会準備委員が、来年の開催地である名古屋の魅力をアピールするとともに、第50回全国統一研修会 中部大会への参加を呼びかけ、来田三秀大会実行委員の挨拶で懇親パーティーは閉宴となりました。

研修年間スケジュール

長野ミロク会計人会では、来年度もWeb開催の他、県下各地でのハイブリッド開催（会場受講＋Web受講）を計画いたしました。是非会場受講にもご参加ください。

関東信越ミロク会計人会では、下記の研修以外にも他地区会開催のWeb所長職員研修の受講が可能です。そちらの講座もご活用ください。受講料は長野地区会開催と同条件です。

知識の習得や業務にお役立ていただきますよう、多くの皆様のご参加を心よりお待ちしております。

長野ミロク会計人会　研修委員長　平林倫子

日時・会場	セミナータイトル	講師名
日時：4月14日(火)13:30～16:30 形式：Web研修	令和8年度税制改正の概要解説	税理士：中島　孝一 MJS税経システム研究所客員研究員
日時：7月8日(水)13:30～16:30 形式：Web研修	消費税の届出書等 ～損害賠償請求を受けないために～	税理士：長野　匡司 MJS税経システム研究所客員研究員
日時：8月21日(金)13:30～16:30 形式：ハイブリッド(会場+Web) 場所：上田東急REIホテル	中小企業のための会社法重要ポイントと税理士業務 ～税理士として押さえておかねばならない会社法と税務～	税理士：成田　一正 MJS税経システム研究所客員講師
日時：9月10日(木)13:30～16:30 形式：ハイブリッド(会場+Web) 場所：ホテルモンターニュ松本	役員退職給与に関する税務上の留意点	税理士：植田　卓 MJS税経システム研究所顧問
日時：10月15日(木)13:30～16:30 形式：ハイブリッド(会場+Web) 場所：ホテル弥生	相続税申告におけるヒヤリハット事例	税理士：橋本　達広 MJS税経システム研究所客員研究員
日時：12月9日(水)13:30～16:30 形式：ハイブリッド(会場+Web) 場所：長野市内（調整中）	譲渡所得 措置法の取扱いの徹底解説 ～居住用財産、事業用資産、収用の特例他～	税理士：武田　秀和 MJS税経システム研究所客員研究員

ミロク会計人会　主な行事の開催日程のご連絡

来年度のミロク会計人会の各行事の日程が決まりましたので、ご案内させていただきます。
多くの皆様のご参加をお待ちしております。

長野ミロク会計人会

	日程	場所
第21期定期総会・懇親会	令和8年6月19日（金）	ホテルJALシティ長野
東信地域交流会	令和8年8月21日（金）	上田東急REIホテル
中信地域交流会	令和8年9月10日（木）	ホテルモンターニュ松本
南信地域交流会	令和8年10月15日（木）	ホテル弥生

関東信越ミロク会計人会

	日程	場所
第50期定期総会・記念講演会・懇親会	令和8年7月15日（水）	THE MARK GRAND HOTEL (旧ラフレさいたま)

ミロク会計人会連合会

	日程	場所
第50回全国統一研修会 中部大会	令和8年11月12日（木）	名古屋マリオットアソシアホテル 〒450-6002 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4